

岩城光英の永田町だより vol.198

いよいよ梅雨入りとなりました。これから夏に向かい、体調維持の難しい季節となります。どうぞお体ご自愛下さい。

国会は、7月28日まで延長となりました。平成21年度補正予算は与党多数による衆議院の議決優先で成立しておりますが、その予算を執行するための関連法案をはじめ、海賊対策特別措置法などいくつかの重要法案が残っておりますので、止やむを得ない措置です。延長されたとはいえ、国民生活に関係する緊急の補正予算ですから、野党は政局を優先するのではなく、特に参議院では、一日も早く経済危機に対応する関連法案を通過させるよう努力すべきです。

経済は生き物と言われます。昨年秋以来の世界同時不況からは脱しきっておりませんが、我が国では、平成20年の第1次、第2次の補正予算などの緊急経済対策がジワジワと効果を発揮して、油断はできませんが、株価も1万円台に戻りつつあり、今後、今年度補正予算などが効果を発揮して、徐々にではあっても、このまま回復に向かって欲しいと願っております。

さて、日本は依然として厳しい少子化の現状にあります。今号では、少子化対策についてお知らせいたします。

「我が国の少子化対策について」

平成20年の合計特殊出生率は、1.37と3年連続で上昇したと報道されております。しかし、出生数(平成18年—1.32、出生数は109万2674人。平成19年—1.34、出生数は108万9818人。平成20年—1.37、出生数は109万1150人。昭和40年代後半は200万人の出生数。平成20年は概数。)の観点からは、第2次ベビーブーム世代が30歳代であることも考え合わせると、即効的な処方箋は難しいとしても、将来の我が国の根幹をなす人口問題については、正念場を迎えていると言っても過言ではありません。

平成21年度 少子化対策関係の「国」の予算の、主なものは以下の通りです。

新生児・乳幼児期の支援策 ・出産育児一時金の支払手続きの改善—79億円。 ・産科医等の確保等産科医療システムの充実—61億円。 ・児童手当制度における乳幼児加算の創設—4300億円、など。

未就学期の支援策 ・待機児童ゼロ作戦の更なる推進—3471億円。 ・小児医療システムの充実—204億円。 ・育児休業や短時間勤務の充実、普及—1490億円。 ・就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実—250億円、

2. 主な少子化対策関係の社会的費用

分野	内 訳	社会的費用	子ども一人当たり 73万円 (年間) <small>※27,097(千人) ：22歳以下人口 (人口推計(平成20年 10月1日現在)より)</small>
児童福祉・支援	・保育サービス・放課後児童クラブ ・育児休業給付、出産手当金 ・児童手当、児童扶養手当 等 ・妊婦健診、地域子育て支援 等	・1.03兆円 ・0.28兆円 ・2.06兆円 ・0.45兆円 <small>※「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(H19.12)より</small>	
教育	・公立幼稚園、小・中学校、高等学校 ・国立大学運営費交付金 ・奨学金事業 ・私立学校への援助 (大学・高校等への経常費助成、授業料等の減免) ・その他 (幼稚園就園奨励費、義務教育教科書無償給与)	・10.48兆円※1 ・1.17兆円※2 ・0.95兆円※2 ・0.96兆円※2※3 ・0.10兆円※2※3 <small>※1 文科省H19年度地方教育費調査より。国から地方公共団体に対する補助金(要保児童生徒援助費補助等)及び公立学校に対する地方負担を含む。 ※2 H21年度当初予算額 ※3 地方交付税措置分を含む。</small>	
働き方	・若者の自立の実現 (若者就職支援 等) ・仕事と生活の調和の実現 (労働時間等の設定改善、中小企業における次世代育成支援、育児・介護休業制度の拡充、テレワークの普及促進 等)	・553億円 ※厚労省H21年度予算資料より ・182.4億円 ※厚労省H21年度予算資料より	
税制	・扶養控除	・2.1兆円 <small>※税制調査会基礎問題小委員会(H14.4.16)資料より ※所得税(H14年度)+住民税(H13年度) ※一般扶養控除+特定扶養控除による減収見込額</small>	
(参考) 家計	・養育費(食費、衣料費、医療費 等) ※A U保険会社資料より ・教育費 ※文科省H18年度子どもの学習費調査報告書より ※日本学生支援機構H18年度学生生活調査報告より	・1,640万円 ・864万円(すべて公立) ～2,258万円(すべて私立)	子ども一人当たり 2,504～3,898万円 (0歳～大学卒業まで)

など。
小学生期の支援策 ・放課後子ども教室推進事業—143億円の内数。放課後児童健全育成事業—236億円。 ・スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策—143億円の内数、など。
中学生・高校生・大学生期の支援 ・奨学金の充実等—9475億円(奨学金総額)など。
 この他、多数の事業がありますが、単年度・短期間での支援事業ではなく、今後とも、継続的な支援策を構築する努力をしてまいります。

「呆れた民主党の報告書」

北野湘南

民主党の「政治資金問題をめぐる政治・検察・報道のあり方に関する第三者委員会」（座長・飯尾淳政策大学院大教授）は、小沢代表（当時）の公設第1秘書の逮捕に対して疑問を投げかける一方で、検察や報道に強い批判を向ける内容の報告書を公表した。第三者委員会のメンバーの多くは、以前から「検察は説明責任を果たすべきだ」など民主党寄りの発言を繰り返していただけに当然の結論とも言えるが、これだけ「民主党寄り」の報告書にはマスコミからも批判が強い。全く反省の態度を示さないことに多くの国民は呆れており、民主党の自浄力の無さを露呈したといわれても仕方ないだろう。

報告書は、小沢前代表の公設秘書が逮捕されたことに、①政治資金規正法が成立するか、②いきなり逮捕するほどの緊急性があったか、③検察は、政治的に重大な影響を与えることになりかねないことに説明責任を負っている一などを挙げて「多くの点で疑問が残る」としている。報告書を読む限り政治資金規正法のような形式犯をいきなり逮捕する必要はなく、民主党のイメージダウンを狙った政治的要素が強いと主張していると見てよいだろう。だが、政治資金規正法は、政治とカネを巡る疑惑が絶えず、国民の間に政治不信が蔓延しかねないことから何度も改正を重ねて現在のような法律になった。法の網をくぐり抜けたり、それに近いカネが政界に流れこまないようにするため長年かかかって成立させた法律だ。表面的には形式犯であるが、厳しい罰則を設けているのはこのためだ。

西松建設から小沢前代表側に流れていた資金は、年間 1000 万円を上回ると推定されている。これほど巨額の資金を受け取っていたにも関わらず「形式犯」とする報告書では、民主党の感覚は国民感情を全く無視したものとと言われても仕方ないだろう。そして、国民が知りたいのは巨額の資金が、どのような理由で流れていたかだ。小沢前代表には西松建設だけでなく、他のゼネコンからも多くの資金が流れ込みこの 10 年間で少なくとも数億円になると見られている。小沢前代表に政治献金していたゼネコンは、西松建設と同じように「東北で仕事をするには小沢事務所と仲良くしておく必要があったから」との説明をしている。国民にすれば小沢事務所と仲良くしておかなければならない必要とは何なのか？ 仲良くしておくために何故巨額のカネを必要とするのか？ など知りたいことは、ここにある。だが、報告書は全くこの点に触れていない。

しかも、報告書は巨額の献金を受け取りながら何時、どこで何に使ったのかなどについて十分には説明していない。国民からすれば誰から献金を受けていたかも知りたいところだ。この点について小沢前代表は、公設秘書が逮捕された時の記者会見でも「そんなことは覚えていない」としていた。この 10 年の

間に日本でも格差が拡大するようになり、年収 200 万円以下の人が 1000 万人を超えた。国民の感覚からすれば 1000 万円は、大変な金額だ。そのような巨額の献金を何時どこで誰から受け取ったか説明していないような報告書に納得する国民は、まずいないだろう。

さらに、報告書は「自民党など他の政党でも多くの献金を集めており、特別に多い訳ではない」ことなどを、小沢前代表は説明すべきだったとしている。小沢前代表と同じように多額の献金を企業から得ている議員は少なくない。だが、どの議員も政治資金規正法に違反することのないようキチンとした会計報告書を提出し、国民から疑惑を持たれないよう細心の注意を払っている。報告書を読む限りでは「他の政党でも同じように多額の資金を集めているのに何処が悪いのか」と聞き直ったと、国民は感じるだろう。

このように「民主党寄り」を通り越して「民主党擁護」「民主党べったり」で、とても第3者委員会の報告書とはいえない内容が羅列されているのである。その中でも呆れてものが言えないのは「検察・法務省の在り方」に関する項目だ。報告書は、野党への権限行使に慎重な姿勢が要求されるとし「野党」の議員らの逮捕などに対しては慎重に対処すべきとしている。だが、検察は中立であり与野党を問わず疑惑があれば権力を行使するのは当然のことであり、野党にだけ慎重さを求める感覚は検察の中立を否定することになる。

そのうえ、報告書は「法相は、指揮権を発動し検察の権限行使を取り止めさせるという選択もあった」としている。簡単にいえば法務大臣は、小沢前代表の公設秘書を逮捕しないよう検察に「圧力」をかけるべきだったと取れる。報告書のとおり、法務大臣は、検察の捜査を中止させる権限を持っており、これがいわゆる指揮権発動だ。だが、指揮権発動は、戦後の混乱がまだ収束していなかった昭和 29 年に起こった「造船疑獄」のときに一度行使されたただけだ。これにより佐藤栄作自由党幹事長（当時、後首相、故人）は逮捕を免れた。だが、指揮権を発動した犬養健法相は責任を取って辞任に追い込まれた。

それだけでなく、参議院は犬養法相の指揮権発動に関し内閣に警告する決議を可決し、否決こそされたが衆院でも内閣不信任案が提出された。政治的に大混乱を招き、国民から決定的とも言える政治不信を招いた。この事件以来、指揮権発動はタブーとなっている。皮肉を言うわけではないが、政権を握ったら民主党は、自分たちに都合が悪ければ指揮権発動も辞しないと公言したことになる。こんな常識を疑うような自分勝手な論理を第三者委員会の名前で平然と発表し、疑惑の幕引きをはかる民主党に政権を担う資格があるのか？ 国民は冷静に判断する必要があるだろう。

「永田町だより」への、ご意見ご要望は、下記までお知らせ下さい。
岩城光英事務所 「 mitsuhide_iwaki@sangiin.go.jp 」